

公益財団法人 情報通信学会

財産の管理に関する規則

(財産管理規則)

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人情報通信学会（以下「学会」という。）の定款第42条第1項の規定に従い、学会の基本財産及びその他の財産の維持管理、処分等に関する基本的事項を定め、もって学会の適正な事業運営を図ることを目的とする。

(基本財産)

第2条 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

(1) 学会の目的である事業を行うために不可欠な次の財産

イ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益法人認定法」という。）第5条第16号に規定する公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産

ロ その他学会の目的である事業を行うために不可欠なものとして、評議員会の承認を得て理事会が定めた財産

(2) 公益認定を受けた日以後に基本財産として寄附された財産

(3) その他理事会及び評議員会の決議により基本財産に繰り入れられた財産

(その他の財産)

第3条 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産管理責任者)

第4条 会長は、前二条に規定する財産の管理の適正を期するため、理事の中から財産管理責任者を任命し、その管理に当たらせるものとする。

2 財産管理責任者は、法令及び定款を遵守し、この規則及び財産管理台帳に基づき、当該財産を管理しなければならない。

(基本財産の維持管理)

第5条 会長及び財産管理責任者は、基本財産について、善良な管理者の注意をもって、適正な維持管理に努めなければならない。

2 基本財産は、財産管理台帳において、使用している事業との関連性を明確にしておかなければならない。

3 第2条第1号イに該当する財産（「不可欠特定財産」という。）は、公益目的保有財産（公益法人認定法第18条第6号、同法施行規則第26条第3号）であり、貸借対照表には基本財産として表示する。

4 金融資産としての基本財産の資金運用については、別に定める資金の運用に関する規則によるものとする。

(基本財産の処分等)

第6条 基本財産は、学会の事業遂行上やむを得ない場合に限り、その一部を処分し、又

は基本財産から除外することができる。

2 前項の場合には、理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(その他の財産の維持管理)

第7条 その他の財産については、会長は、この規則に基づき、適正な維持管理、処分及び運用に努めなければならない。

2 金融資産については、常に社会経済情勢を勘案し、有効かつ適切な運用を図るものとする。その資金運用については、別に定める資金の運用に関する規則によるものとする。

3 その他の財産が管理業務その他必要な業務活動の財源に充てる財産である場合には、貸借対照表及び財産目録においては特定資産として計上し、合理的な範囲で公益目的保有財産にはしないことを財産管理台帳において明記しなければならない。

(委任)

第8条 この規則の施行に関して必要な事項は、会長が理事会の承認を受けて別に定める。

附 則

この規則は、公益財団法人情報通信学会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。

(別表様式・第4条関係) 財産管理台帳